

高知県高等学校体育連盟フェンシング専門部主管大会実施時における

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針

I. 基本的な方針

II. 感染拡大防止策の概要

III. 高知県高等学校総合体育大会フェンシング部門に参加する際の留意点

IV. 感染者等が発生した場合の対応について

I. 基本的な方針

高知県高等学校体育連盟フェンシング専門部主管大会（以下専門部主管大会）は、新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針に則り実施する。本大会は、教育活動の一環として実施するものであり、選手のみならずすべての大会関係者の安心・安全の確保は最優先事項である。このことから、本大会に関わる参加者が、感染予防対策に十分配慮した形で大会運営を行うものとする。

1 コロナ禍における大会運営について

- (1) 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密に連携したうえで決定する。
- (3) 各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応する。
- (4) 各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染症拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模で実施を検討する。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- (1) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- (3) 手洗いを徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な窓開等により換気に留意する。

3 大会実施の可否等について検討する場合の条件について

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

- (1) 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。
- (2) 県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
- (3) 県下の医療状況の逼迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。
- (4) 出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。
- (5) その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

Ⅱ. 感染防止対策の概要

1 全般的な事項

- (1)実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (2)実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3)参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
- (4)実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式 2-1、2-2】の原本および【様式 1-1、1-2】の写しを、2 週間保存しておくこと。
- (5)大会役員等は【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。
- (6)参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和 4 年 4 月 22 付け 4 高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。
- (7)参加校は大会終了後も【様式 1-3】高体連主催大会参加後 体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、1 週間に渡りチェックを継続し、2 週間保存すること。
- (8)参加校は、競技終了後 1 週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式 4】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
- (9)大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。
- (10)取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間 2 週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。
- (11)安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみならず、日頃から体調管

理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。

2 当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

(1)受付には、手指消毒剤を設置すること。

(2)参加者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。

(3)受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。

(4)人と人との対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

(5)発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。

(6)新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

3 大会参加者への対応

(1)参加における体調の確認 実施専門部は大会参加者に以下の事項が記載された【様式1-1、1-2】高体連主催 大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに【様式2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について（団体票）と【様式1-1、1-2】の写しを提出させること。また、【様式2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても 大会期間中は大会日ごとに提出させること。提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

●ア 大会当日の体温

●大会前2週間における以下の事項の有無

イ 平熱を超える発熱がある

ウ 咳、咽頭痛など風邪の症状がある

エ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある

オ 嗅覚や味覚の異常がある

カ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けている

キ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる

ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票（又は個票）の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前 2 週間の健康観察状況（上記ア～ク）と当日の状況から適切に判断し安全・安心を最優先に考え、参加校の責任において決めること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票（個票）の備考欄にその診断結果等を記載すること

(2)マスクの準備 引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。 ※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

(3)大会参加前後の留意事項 大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染症対策に十分配慮すること。

4 実施専門部が準備すべき事項

(1)手洗い場所

実施専門部は、大会参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること

イ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること

ウ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること

エ 手洗いが難しい場合には、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

オ ジェットタオルは稼働を停止すること

(2)更衣室、休憩・待機スペース 更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は更衣室や、一時的に休息するための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備すること。

ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避けること

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に滞在する人数を制限する等の措置を講じること

ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー等の取手、テーブル、イス等）については、可能な限り消毒すること。エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(3)洗面所（トイレ） 洗面所（トイレ）についても感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。

イ トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示すること

ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること

エ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること

オ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること カ ジェットタオルは稼働を停止すること

(4)飲食等について 実施専門部は、参加者が飲食等をする際は、以下に配慮すること。

ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう呼び掛けること。

イ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと

ウ 飲食物を取り扱うスタッフには必ずマスクを着用させること

(5)大会会場 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。 具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(6)ゴミの管理 参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5 大会参加者の留意点 実行委員会は、大会参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底すること。

(1)十分な距離の確保 競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、他人との距離をできるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保する。強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2)その他

① 競技中に、唾や痰をはくことは行わないこと。

② タオルの共用はしないこと。

③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話はしないこと。

④ 飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てないこと。

Ⅲ. 高知県高体連フェンシング専門部主管大会に参加する際の留意点

1 大会中止決定の判断基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下(1)～(2)の状況となった場合には、高知県高体連、高知県高体連フェンシング専門部、など関係 団体により大会中止を検討する。

(1)高知県が緊急事態措置区域（各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む）または、まんえん防止等重点措置実施区域となった場合

(2)上記（1）以外の状況においては、以下の①～⑤の場合に大会の中止を検討

① 辞退者や欠場者、予選未実施等により出場選手予定数の25%を超える欠員が出た場合

② 役員補助員等の欠員により大会運営に支障をきたす場合

③ 競技会場や練習会場が利用できなくなり大会運営に支障をきたす場合

④ 開催県内の複数の競技種目別大会を①または②により中止と決定した場合

2 選手・監督の対応について

(1)コール

① DT 受付 ・コールの際、感染予防用マスクの着用を義務付ける。

・選手、監督同士の距離を確保し、密にならないよう心掛ける。

② ピスト上のコール ・会場内に入る際、感染予防用マスクの着用を義務付ける。 ・学校対抗、個人対抗共に選手ゾーン辺りで審判の指示に従いコールに応じる。

(2)ユニフォーム・用具の取り扱いについて

① ユニフォームや競技用マスク、剣等の用具を貸与あるいは共有してはならない。

② 使用したユニフォームは持ち帰り、洗濯することが望ましい。剣のヒルトや競技用マスクも除菌スプレー・シートなどを使い感染予防対策を徹底すること。

③ 体育館のフロアーにユニフォームなど脱ぎ捨てるなどの行為は禁止する。

④ 観客席等に使用したユニフォームなどを、掛けたり置いたりしない。

(3)練習参加者の予防義務

① 練習会場に到着後、会場入り口で消毒（靴裏、手）し体温チェックを受ける。

② 練習会場内では三つの密を避けて行動することを徹底する。

③ レッスン中は感染予防用マスクの着用を義務付けない。

④ アップ・クールダウンなどの運動を行っている際の感染予防用マスク着用は求めないが、常に自分の感染予防用マスクを携帯しておくことが望まれる。

⑤ 練習終了後は、洗顔、手洗をするなど感染予防に努める。

⑥ 体液が付着したごみ等は、各自で持ち帰る。 ⑦ 練習中は、掛け声などは行わない。

(4)競技参加者の予防義務（フェイスシールドは不可）

試合中の選手は、全種目感染予防用マスクの着用が義務付けられます。

① 学校対抗

・個人対抗共通

・競技会場に入る際は、消毒（靴裏・手）と感染予防用マスクの着用を義務付ける。

・試合中は感染予防用マスクを、ID ケースなどに入れ、本人以外が触ることのないように配慮する。

・審判への説明要求や抗議を行う際には、発声することが出来るが、距離を確保し行う。

・競技前後で選手・監督・審判による握手等の接触は行わない。

・選手は原則として競技中に発声してはいけない。

・選手は決められた椅子に座り、試合中以外は感染予防用マスクを着用する。

・試合終了後の選手サインは、審判の指示に従い感染予防用マスクを着用し行う。

・試合終了後は、洗顔、手洗をするなど感染予防に努める。 ② 学校対抗

・試合直前のアップは、チームの選手ゾーンに近いところで行う。

・試合中の応援については、感染予防用マスクの着用をすることで許可するが、チーム同士のハイタッチ・握手等の接触は行わない。 ※応援は極力自粛する

(5)ミーティングについて 必ず感染予防用マスク等を着用し、三つの密を避け感染防止対策に努めること。

(6)表彰式について

・入賞された選手・監督は、感染予防用マスクの着用を義務付けるが、写真撮影など言葉を発さないシーンではこの限りではない。

(7)飲食について

① 周囲の人と、なるべく距離を取り対面を避け、会話はしない。

② ドリンクの回し飲みはしない。

③ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない。

3 審判員の対応について

参加に関しては、健康チェックシートを実行委員会に提出し、選手・監督と同じ基準で判断する。活動中は常に感染予防用マスク等を着用し、三つの密を避け感染防止対策に努める。

・審判長は以下のことを各審判員に遵守させ実施させる。

(1)試合について

- ① ピスト上でのコールは選手ゾーン付近で行い、密にならないようコントロールする。
- ② 審判はフェイスガードと感染予防用マスクの着用を原則とする。
- ③ 選手からの説明要求等に関しては、できるだけ距離を確保し行う。
- ④ 試合後の選手・監督との握手等の接触は行わない。

(2)消毒について

- ① 試合終了時や選手の用具を触った後などこまめに消毒を行う。
- ② 審判交代時に、自身が使用した物品は、すべて消毒する。

(3) 試合会場内の清掃・消毒について

- ① ピスト主任が、プール戦、個人・学校対抗が終わるごとに選手ゾーン内の椅子の消毒をおこなう。
その際は、感染予防用マスク・手袋の着用を義務付ける。
- ② ピストの除菌は、必要に応じて行う。
- ③ 試合ごとの用具検査品の消毒は、審判員が行うが、全試合終了後再度消毒を行う。
- ④ 出血や汚物等でピスト等が汚れた場合は必要に応じて清掃・消毒を行う。

4. 観客について（大会参加者・大会関係者・一般観戦者共通） 数を制限して観客を許可する、もしくは無観客とするかは、主催者側が十分に検討し判断する。観客を入れる場合は感染予防対策のため以下のことを遵守すること。

- ① 応援のため会場内に入る際は、会場入り口で消毒（靴裏、手）し体温チェックを受ける。
- ② 観戦・応援者は、感染予防用マスクを着用し、他の応援者との会話は最小限とする。
- ③ 選手への拍手等の応援以外は、極力自粛する。
- ④ ソーシャルディスタンスを常に意識し、集団での応援は行わない。

※選手は、観客席でユニフォームを着ての観戦・応援は感染防止の観点から極力避け、更衣室・練習会場以外は、チームジャージ等の服装でいることが望ましい

5. 緊急時の対応について 医療関係者の指示に従い、迅速に対応する。

※感染予防の徹底

6. その他注意事項 人が対面になる場所には、必要に応じてアクリルパネル等を設置し、飛沫感染防止に努める。

IV. 感染者等が発生した場合の対応について

1 感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における高体連主催大会をより安全・安心な大会として実施するために、高体連事務局並びに競技専門部など関係組織と連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大防止を目的としている。

実施専門部は、本基本方針並びに当該中央競技団体が示すガイドライン等に基づき、予め作成した競技ごとの対応策に従い、万全な感染防止策を講じることとする。その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、直ちに医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応す

ることとする。

なお、感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、保健所等の指示を遵守した上で参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。

2 感染者、濃厚接触者等の定義

(1)感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2)濃厚接触者（自宅待機要請者は同義とする）

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の待期期間は感染者と最終接触した日を0日目として、7日間とする。（大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない）

(3)体調不良者

平熱を超える発熱や風邪症状（咳・のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートのチェック項目のイからクに該当する者。

3 その他

(1)大会出場辞退等の判断は参加校の責任において行うことを原則とするが、実施専門部及び県高体連が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこととする。

(2)大会役員への対応については「4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について」に準じて対応する。

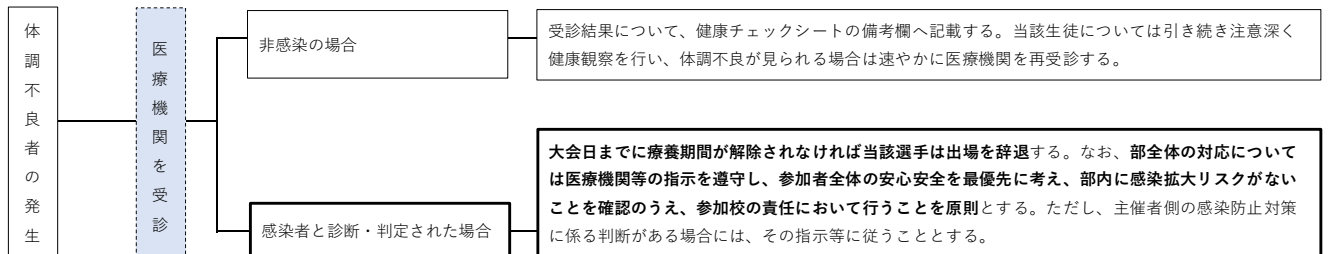
(3)各参加校にコロナ対応担当者を設置する（監督・引率教員の兼務を可とする）。

IV 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

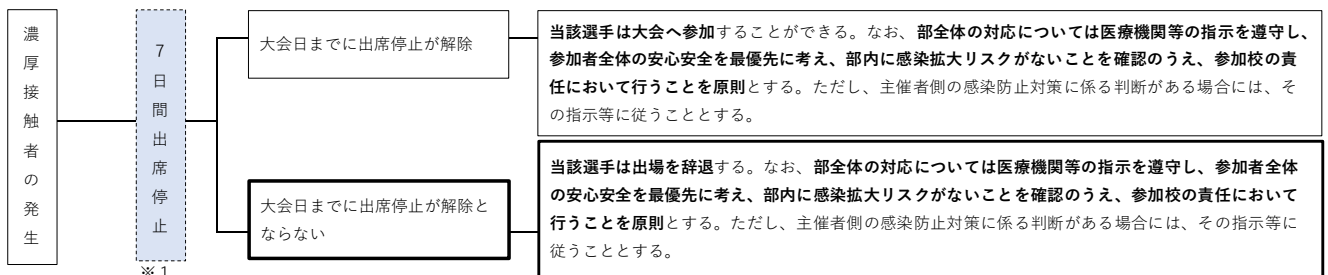
※令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】を参考に作成

1.大会前に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



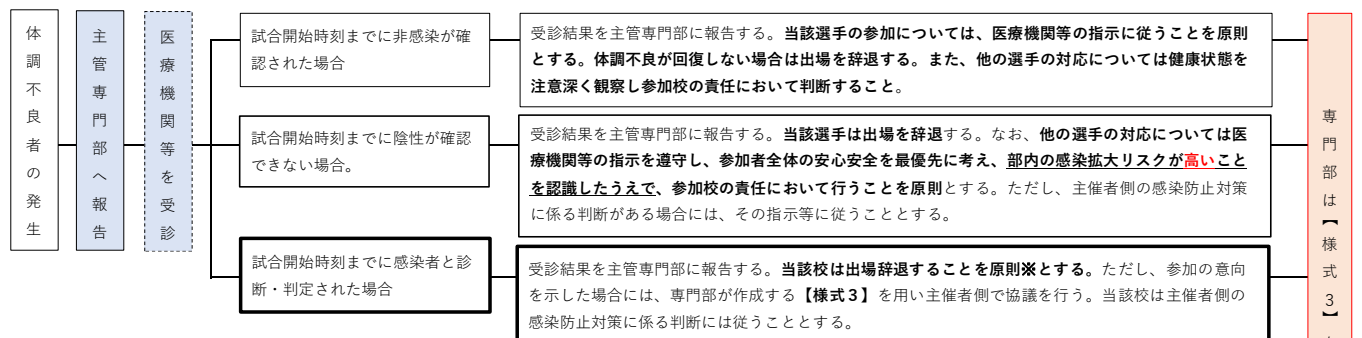
（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



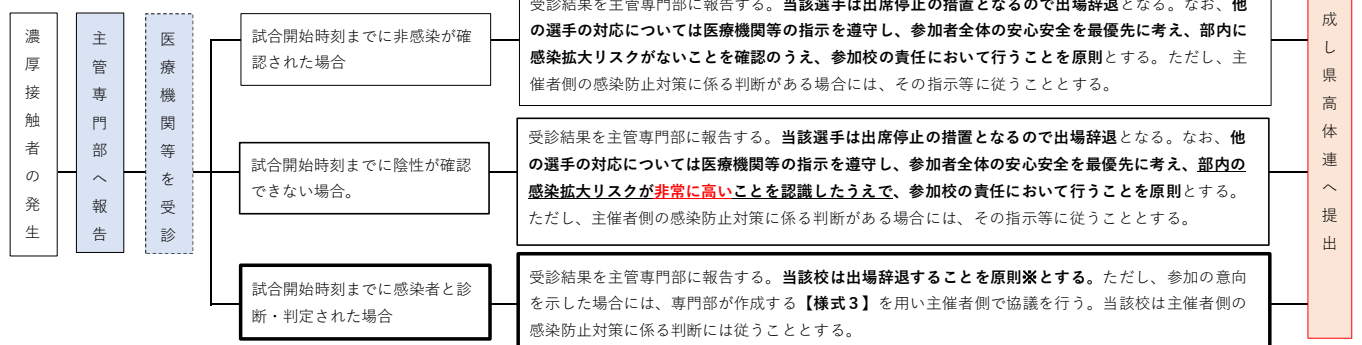
※1 濃厚接触者が抗原定性検査キット（厚生労働省承認）を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短5日間のとなる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より7日間は大会参加は認めないこととする。

2.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



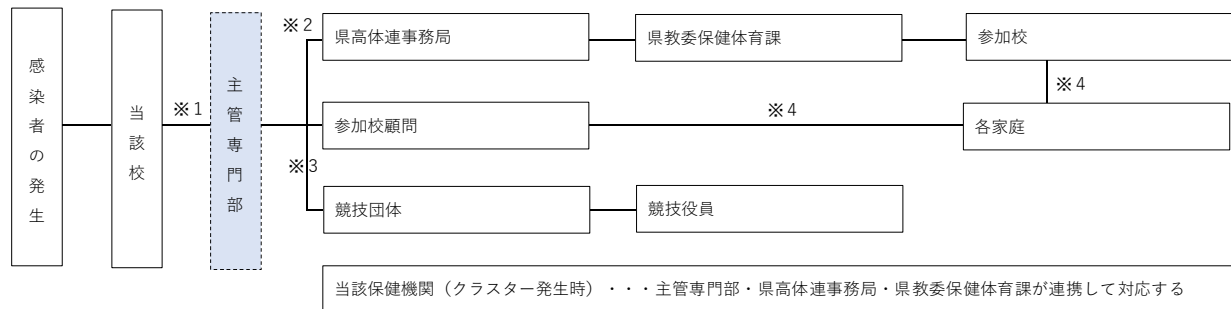
※大会前2週間・および大会中において、完全に活動が分かれているケースについては協議する場合もある

例）同一部の男女・陸上の長距離競技と短距離競技・競技特性 … 等

注）参加校は校内の活動状況により、別競技に参加している自校部活動の参加を辞退するケースも出てくる

3.大会後（1週間）に感染者が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



- ※1 当該校は、大会終了後1週間以内に自校参加者（教職員・生徒・保護者等）より感染者が発生した場合は、主管専門部へ直ちに電話連絡を行うとともに書面にて報告すること。その際の様式は特に定めない。（報告については個人情報保護に十分気をつけること）
- ※2 **主管専門部**は当該校からの報告書および電話等での確認を行い【様式4】を作成し**県高体連事務局**へ提出する。
- ※3 感染者発生について必要な情報（会場・日時・危険と思われるスペース 等）については参加校顧問および競技団体等へ速やかに連絡する。
- ※4 参加校は感染拡大防止のために、専門部からの情報について自校参加者へ注意喚起を行う。